「

北海道総合通信局管内	150.502 MHzから150.518 MHzまで	0.05W以下	
	154.402 MHzから154.418 MHzまで	0.05W以下	
関東総合通信局管内	17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下	
	21.4GHzから21.5GHzまで	1W以下	
	21.7GHzから22GHzまで	1W以下	
	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下	

」に、

「

北陸総合通信局管内	48.4GHzから48.7GHzまで	0.1W以下
	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下

」を

「

北陸総合通信局管内	143MHzから143.21MHzまで	1W以下
	48.4GHzから48.7GHzまで	0.1W以下
	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下

」に、

「

中国総合通信局管内	161.2MHzから161.3MHzまで	10W以下	陸上での使用に限る。
	2000MHzから2005MHzまで	30W以下	陸上での使用に限る。

」を

「

中国総合通信局管内	161.2MHzから161.28MHzまで	10W以下	陸上での使用に限る。
	2000MHzから2005MHzまで	30W以下	陸上での使用に限る。

」に

改め、同表に次のように加える。

平成23年7月25日から平成24年6月30日まで	北海道総合通信局管内	177.5MHzから187.5MHzまで	50W以下

陸上での使用に限る。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第五条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年四月農林水産省告示第五号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年六月三日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十二条）
第四章　雑則（第十三条―第十五条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口

ロ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ハ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口

ニ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口

ホ　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口

ヘ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口

ト　円高等対策特別相談窓口

チ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口

リ　株式会社武富士関連特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、次に定めるとおりとする。

一　前条第一号の事案については、平成二十三年九月三十日までとする。ただし、次条第八号に掲げる者を対象とする産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十四条の二第一項に規定する指定金融機関（法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）による出資を危機対応業務として実施する場合の期間については、平成二十三年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日までとする。

二　前条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）については、平成二十四年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）